

八戸市告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年5月14日

八戸市長 熊谷 雄一

名称	所在地	指定年月日
陽だまり診療所	八戸市湊高台四丁目2-10	令和7年4月1日